

地域計画

策定年月日	令和7年7月17日
更新年月日	令和8年3月17日 (1回目)
目標年度	令和17年度
市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)
地域名 (地域内農業集落名)	北谷 (北谷)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	19.6 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	18.5 ha
② 田の面積	18.6 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	1.0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.1 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.9 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、水稲と露地野菜の複合経営が中心であるか、小さい集落で一部の農家で畜産を組み合わせた複合経営を行っているが担い手も少なく、また農地は基盤整備もできていないことから10年後には耕作放棄田が増加する懸念がある。農地の一区画あたりの面積も小さく、農道も狭い為大型機械による効率化もできず、地区外からの担い手の呼び込みも難しいのが現状となっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

ベテラン農家が地域の若手に農業を指導し徐々に農業を手伝うようになり、農地を今後担うものがない状態は変わり集落に活気が出てきている。

農業者35人(うち50歳未満)、他地区からの入り作3人、組織:人・農地プラン検討委員会(構成員5名)、農地・水環境保全隊(構成員64人)

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
10年後の担い手は5名であるが、10年後に向けてその5名に農地を集積・集約していく。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	5.42	%	将来の目標とする集積率
			10.1 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
基盤整備が行われていない現状では、耕作可能な農地から耕作放棄田が出ないよう、担い手に集約していく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
地域内の農地については、原則、地域の担い手が優先的に借受け、効率的な農業経営が出来るよう努める。また空き農地は極力隣接で耕作する者が借り受けることが出来るよう努める。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。
(3) 基盤整備事業への取組
地域内では基盤整備が出来ておらず、高齢化も進んでおり負担金ゼロの基盤整備ができるのであれば、取り組むことも考えていきたい。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
当地域の後継者の殆どは農業をやらないことが想定されており、地域内の親方農家の下で研修し、独立させて担い手を増加させる取り組みを行い、担い手の確保・育成を進めていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
現在のところ、水稻については外部の農業委託組織に作業委託をお願いしている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①鳥獣買戻対策として、イノシシの潜み場とならないよう耕作放棄地の草刈と、寄せ付けの要因となる野菜くずを放置しないことを集落内で徹底している。また集落内の被害状況を確認し、被害の多い山林の境界に防護柵を整備した。捕獲については、集落内在住の免許取得者を中心に進めているが、檻の数をさらに増やしていく必要がある。免許取得者だけでは負担が大きいため、日頃の点検作業は近隣住民もサポートする集落の体制づくりを進める。

⑦多面的機能支払などを活用して地域ぐるみで農地等の保全・管理等を行う。

